

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定

幕別町(以下「甲」という。)と生活協同組合コープさっぽろ(以下「乙」という。)は、災害時における応急生活物資(以下「物資」という。)の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、幕別町域内において地震、津波、風水害、その他異常な自然現象又は大規模な灾害、その他大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙が相互に協力して災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的として、消費生活の安定及び物資の供給等に関する事項を定めるものとする。

(協力事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(協力の要請)

第3条 災害時において物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品等の供給についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、物資供給に関する要請書(別紙様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に物資供給に関する要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない範囲で、保有商品の供給に対する協力等について積極的に努めるものとする。

(物資の範囲)

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるもののうち要請時点では乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 日用品
- (3) その他乙が供給可能な甲が指定する物資

(物資の引渡し)

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に物資を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第7条 乙が供給した物資に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。


(協定に定めない事項)

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 24 年 11 月 26 日

甲 幕別町長

岡 田 和



乙 生活協同組合コープさっぽろ

理事長 大 見 英

